

# 第22回 参議院議員通常選挙

～期日前投票および不在者投票制度のお知らせ～

※選挙期日（投票日）および投票場所につきましては、「広報はびきの（7月号）」でお知らせします。

## ■ 期日前投票または不在者投票のできる人 ■

投票日に、次のような事由に該当すると見込まれる選挙人の方は、期日前投票または不在者投票ができます。

- ① 仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方。
- ② レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区内にいない方。
- ③ 病気やケガ、妊娠などの理由で歩けない方。
- ④ 引っ越しなどをして、他の市町村に住んでいる方。

## ■ 郵便投票による

### 不在者投票のできる人 ■

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のような障害のある選挙人の方は、一般の不在者投票のほかに、現在する場所（自宅など）で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

#### ① 身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に

- ・ 両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1級もしくは2級
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級もしくは3級
- ・ 免疫もしくは肝臓の障害の程度が1級から3級まで

の記載のある方。

#### ② 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に

- ・ 両下肢、体幹の障害の程度が、特別項症から第2項症まで
- ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害の程度が、特別項症から第3項症まで

の記載のある方。

注) 手帳の記載だけではっきりしないときは、障害の程度に該当するという羽曳野市長の証明を受けてください。

#### ③ 要介護状態区分が要介護5と介護保険被保険者証に記載されている方。

### 郵便等による不在者投票のできる期間

期日前投票および一般の不在者投票の場合と同じです。ただし、この投票は、投票当日の投票所を閉じる時刻までに、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会の委員長を経由して投票所へ送らなければなりませんので、必ず郵便等でお早めにお送りください。

## ■ 期日前投票または不在者投票のできる期間 ■

公示日の翌日から投票日の前日まで  
※上記の期間中の土曜・日曜・祝日を問わず、午前8時30分から午後8時までの間に投票ができます。

## ■ 投票所入場整理券は各家庭に郵送 ■

投票所入場整理券は、公示日以後すぐに各家庭に郵送します。投票日には、必ず投票所入場整理券を持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へお越しください。

## ■ 郵便等による不在者投票

### における代理記載制度 ■

郵便等による不在者投票ができる方のうち、次の①または②に該当する方はあらかじめ選挙管理委員会に届け出た選挙権のある方に投票に関する記載（以下「代理記載」という）をさせることができます。

- ① 身体障害者手帳に、上肢または視覚の障害の程度が1級と記載のある方
- ② 戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの記載のある方

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続と代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります。（これらの手続を同時に行うことも可能です。）

## ■ 指定施設での不在者投票について ■

指定施設の病院等に入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長（施設長）に申し出ると、その病院（施設）で不在者投票をすることができます。

○市内の指定病院（施設）

- ◆丹比荘病院 ◆島田病院 ◆城山病院 ◆豊川病院 ◆藤本病院 ◆高村病院 ◆府立呼吸器・アレルギー医療センター（旧府立羽曳野病院） ◆老人保健施設悠々亭 ◆介護老人保健施設まほろば ◆老人保健施設あつたか村 ◆養護老人ホーム四天王寺たかわし寮 ◆四天王寺悲田院養護老人ホーム ◆四天王寺悲田院特別養護老人ホーム ◆特別養護老人ホーム河原城苑 ◆羽曳野特別養護老人ホーム ◆ケアハウスはびねす軽里 ◆ケアハウススマイル ◆特別養護老人ホームスマイル ◆ケアハウスロイヤルアンジュ ◆特別養護老人ホームアンジュ ◆介護付有料老人ホームライフコート春秋 ◆介護付有料老人ホームライフビュー ◆特別養護老人ホームあすくの里 ◆特別養護老人ホームあすくの里（老人短期入所施設） ◆やわらぎの郷パルクイーン

問合せ：羽曳野市選挙管理委員会 ☎ 958-1111